

(様式第 2－6 号)

【都道府県から国に提出するもの】

農林水産省様式

鹿児島県

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）

1 取組の推進に関する基本的考え方

農業が基幹産業である本県にとって、農村地域の過疎化・高齢化等の進行は、農産物等の生産を通じた経済活動の低下に直結する課題である。

また、このことによって、県土の保全や水源の涵養，生物多様性の保全，良好な景観の形成など県民全体が享受している農業・農村の有する多面的機能の次世代への継承に支障が生じるおそれがある。

このような状況等を踏まえ、県では、平成 31 年 3 月、「中山間地域等集落活性化指針」を策定・公表し、将来にわたって安心して暮らし続けることができるような仕組みづくりに取り組み、農村集落をはじめ中山間地域等集落の活性化の実現を目指すこととしている。

農業・農村の有する多面的機能を維持・増進していくためには、集落ぐるみで継続した活動を展開していく必要がある。

このため、多面的機能支払交付金により、①水路の泥上げや農道の草刈りなどの地域資源の基礎的保全活動，②農村環境の良好な保全，水路や農道の軽微な補修など地域資源の適切な保全活動といった集落ぐるみの共同活動を支援する。

2 農地維持支払交付金に関する事項

（1）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

ア 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記 1－2 の「国が定める活動指針及び活動要件」に示す活動に加え、地域の創意工夫を引き出し、地域の多様な実態を踏まえた活動が可能となるよう、下記ウ「国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等」に示す活動を追加・設定する。

イ 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

（ア）地域資源の基礎的保全活動

保全活動の全ての活動項目を毎年度実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は除外する。

（イ）地域資源の適切な保全管理のための推進活動

推進活動については、活動を 1 以上選択し、毎年度実施するとともに、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。

ただし、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に定める地域計画において、多面的機能支払交付金実施要領別記 1－4 の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動に関する活動指針」の第 4 の 2 に定める地域資源保全管理構想に準ずる内容が含まれる場合は、地域資源保全管理構想を作成したとみなすことができる。

ウ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

(7) 地域資源の基礎的保全活動

区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	農道
活 動	12 路面の維持
活動内容	活動計画書に位置づけた農道に砂利の補充や破損箇所の簡易な補修等の対策を行うなど、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。また、頻繁に砂利の補充が必要な箇所は、必要最小限で浸食防止のための対策をすること。
活動要件	－
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	ため池
活 動	15 ため池附帯施設の保守管理
活動内容	☐ 動作確認 施設の保守管理のため、適宜動作確認を行うこと。
活動要件	－

(イ) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

該当なし。

エ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙１）

鹿児島県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙１のとおりとする。

(2) 交付単価

ア 基本的考え方

農地維持支払交付金の交付単価は下記イに示した「基本単価」とする。

イ 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	国の農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付単価	国の農地維持支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の 10 アール当たりの交付単価
基本単価	田	1,500 円	3,000 円
	畑	1,000 円	2,000 円
	草地	125 円	250 円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

次の要件に該当する農用地とする。

- ① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 3 条第 1 号に規定する農用地であって、同法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内に存する農用地

- ② 農業生産の継続性及び多面的機能の維持の観点から、上記①の農用地と一体的な活動が必要と認められる農振白地及び市街化区域内の農用地等

- (4) その他必要な事項
該当なし。

3 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

ア 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1－2の「国が定める活動指針及び活動要件」に示す活動に加え、地域の創意工夫を引き出し、地域の多様な実態を踏まえた活動が可能となるよう、下記ウ「国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等」に示す活動を追加・設定する。

イ 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

(ア) 施設の軽微な補修等

活動計画書に位置付けた農用地及び施設等について、必要な取組を毎年度実施する。ただし、実施に当たっては、機能診断結果等を踏まえ実施の必要性を判断する。

(イ) 農村環境保全活動

取組のテーマから1以上を定めて、そのテーマに該当する計画作成、実践活動及び啓発・普及のそれぞれを1活動項目以上実施する。

(ウ) 多面的機能の増進を図る活動

任意の活動とするが、取り組む場合は毎年度実施する。

ウ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

(ア) 施設の軽微な補修等

区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	農用地
活 動	30 農用地の軽微な補修等
活動内容	□きめ細やかな雑草対策 ・畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」，「抑草ネット等の設置」，「牛，山羊，羊等の動物（畜産放牧のものを除く）を活用した除草」又は，「薬剤による地上部の除草」を行うこと。 なお，植栽等にあたっては，必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど，地域の生態系への影響に留意することとし，抑草ネット等については，機能診断結果に基づき，必要に応じた適正な管理を行うこと。
活動要件	－
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	農用地
活 動	30 農用地の軽微な補修等

活動内容	□農用地進入路の補修 生産性の確保による遊休農地発生防止のために、破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
活動要件	－
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路
活 動	31 水路の軽微な補修等
活動内容	□安全施設の適正管理 水路の転落防護柵等の安全施設について、老朽化箇所の補修等の対策を行うなど、適正な管理を行うこと。また、水路内への転落防止や危険区域内への立ち入り防止等のための安全対策として防護柵又は蓋版を設置すること。
活動要件	－
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	ため池
活 動	33 ため池の軽微な補修等
活動内容	□安全施設の適正管理 ため池の転落防護柵等の安全施設について、老朽化箇所の補修等の対策を行うなど、適正な管理を行うこと。また、ため池への転落防止や危険区域内への立ち入り防止等のための安全対策として防護柵を設置すること。
活動要件	－

(イ) 農村環境保全活動

該当なし。

(ウ) 多面的機能の増進を図る活動

該当なし。

エ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙２）

鹿児島県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙２のとおりとする。

(２) 交付単価

ア 基本的考え方

(ア) 「資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価」

- ・ 下記イの(ア)に示した「基本単価」とする。
- ・ 継続地区（農地・水・環境保全向上対策及び農地・水保全管理支払交付金により共同活動を５年間以上実施した地域又は共同活動の実施期間が５年未満で資源向上支払交付金の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域）の交付単価については、基本単価の 7.5 割とする。また、多面的機能の増進を図る活動に直ちに取り組めない場合の交付単価については、5/6 を乗じた額を交付単価とする。

(イ) 「加算単価」

- ・ 下記イの(イ), (ウ), (エ)及び(オ)に示した「加算単価1 (多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援)」、「加算単価2 (水田の雨水貯留機能の強化を推進する活動への支援)」、「加算単価3 (環境負荷低減の取組への支援)」及び「加算単価4 (広域活動組織の設立及び活動支援班の設置)」とする。
- ・ 多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目から新たに活動項目を選定し、1活動項目以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定めた活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目(ただし、広報活動・農村関係人口の拡大を除く。)から2活動項目以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次に掲げる加算単価1(多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援)に定めるとおりとする。
- ・ 事業計画に定める活動期間中に、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行う場合に加算できる交付単価は、次に掲げる加算単価2(水田の雨水貯留機能の強化を推進する活動への支援)に定めるとおりとする。
 - (a) 資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調整するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合(加算対象面積は当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体とする)
 - (b) 広域活動組織にあっては、当該活動を実施する集落ごとに、資源向上支払(共同)の交付を受ける集落内の田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調整するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合(加算対象面積は当該活動を実施する各集落の対象農用地面積のうち田面積全体の合計とする)
- ・ 事業計画に定める活動期間中に、次の(a)から(e)までのいずれかに該当する活動を行い、取組ごとに2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る場合に加算できる交付単価は、次に掲げる加算単価3(環境負荷低減の取組への支援)に定めるとおりとする。

活動を5年間以上実施した農用地については、加算単価3に掲げる交付単価の7.5割とする。

 - (a) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組(以下「5割低減の取組」という。)と長期中干しを組み合わせた取組
 - (b) 5割低減の取組と冬期湛水を組み合わせた取組
 - (c) 5割低減の取組と夏期湛水を組み合わせた取組
 - (d) 5割低減の取組と中干し延期を組み合わせた取組
 - (e) 5割低減の取組と江の設置等を組み合わせた取組

ただし、加算対象面積は、当該活動を行う実施する各集落の対象農用地のうち畦畔及び法面面積を含まない本地面積とする。
- ・ 本方針5に定める広域活動組織を設立し、当該広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を行う班(以下「活動支援班」という。)を設置する場合に交付できる交付単価は、次に掲げる加算単価4(広域活動組織の設立及び活動支援班の設置)に定めるとおりである。

イ 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

(7) 基本単価

適用	地目	国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の 10 アール当たりの交付単価	国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の 10 アール当たりの交付単価
基本単価	田	1,200 円	2,400 円
	畑	720 円	1,440 円
	草地	120 円	240 円
多面的機能の増進を図る活動に取り組まない地区の交付単価	田	1,000 円	2,000 円
	畑	600 円	1,200 円
	草地	100 円	200 円
継続地区の交付単価（共同活動を 5 年間以上実施した対象農用地及び向上活動支援交付金の対象農用地）	田	900 円	1,800 円
	畑	540 円	1,080 円
	草地	90 円	180 円
南九州市の継続交付単価（共同活動を 5 年間以上実施した対象農用地及び向上活動支援交付金の対象農用地）	田	900 円	1,800 円
	畑	360 円	720 円
	草地	90 円	180 円
多面的機能の増進を図る活動に取り組まない継続地区の交付単価（共同活動を 5 年間以上実施した対象農用地及び向上活動支援交付金の対象農用地）	田	750 円	1,500 円
	畑	450 円	900 円
	草地	75 円	150 円
南九州市の多面的機能の増進を図る活動に取り組まない継続地区の交付単価（共同活動を 5 年間以上実施した対象農用地及び向上活動支援交付金の対象農用地）	田	750 円	1,500 円
	畑	300 円	600 円
	草地	75 円	150 円

(イ) 加算単価 1（多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援）

適用	地目	国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の 10 アール当たりの交付単価	国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の 10 アール当たりの交付単価
加算単価	田	200 円	400 円
	畑	120 円	240 円
	草地	20 円	40 円

(ウ) 加算単価 2（水田の雨水貯留機能の強化を推進する活動への支援）

適用	地目	国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の 10 アール当たりの交付単価	国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の 10 アール当たりの交付単価
加算単価	田	200 円	400 円

(エ) 加算単価 3（環境負荷低減の取組への支援）

適用	国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の 10 アール当たりの交付単価	国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の 10 アール当たりの交付単価
長期中干し	400 円	800 円
冬期湛水	2,000 円	4,000 円
夏期湛水	4,000 円	8,000 円
中干し延期	1,500 円	3,000 円
江の設置等（作溝実施）	2,000 円	4,000 円
江の設置等（作溝未実施）	1,500 円	3,000 円

(オ) 加算単価 4（広域活動組織の設立及び活動支援班の設置）

適用	国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の 1 組織当たりの交付単価	国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の 1 組織当たりの交付単価
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	20 万円	40 万円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

次の要件に該当する農用地とする。

- ① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 3 条第 1 号に規定する農用地であって、同法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内に存する農用地
- ② 農業生産の継続性及び多面的機能の維持の観点から、上記①の農用地と一体的な活動が必要と認められる農振白地及び市街化区域内の農用地等

(4) その他必要な事項

該当なし。

4 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項

（1）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

ア 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記 1－2 の「国が定める活動指針及び活動要件」に示す活動に加え、地域の創意工夫を引き出し、地域の多様な実態を踏まえた活動が可能となるよう、下記ウ「地域の状況に応じて追加する農用地に係る施設や対象活動」に示す活動を追加・設定する。

イ 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

原則、工事 1 件当たり 2 百万円未満とする。ただし、工事 1 件当たり 2 百万円以上の工事を実施する場合の要件等は以下のとおりとする。

（ア）工事 1 件あたり 2 百万円以上の活動を実施する要件

a 対象施設・対象活動

対象施設は、「水路」、「農道」、「ため池」、「農用地」とする。対象活動は、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等に必要なものとする。

なお、「農用地」に係る対象施設・対象活動に当たっては、「水路」、「農道」等の施設の長寿命化のための活動を優先とし、地域の合意により、交付金の範囲の中で対象活動とすることができるものとする。

また、工事 1 件あたり 2 百万円以上の活動を実施する場合の要件等は、次のいずれかの要件を満たすものとし、実施を希望する場合は、「長寿命化整備計画書」を作成し、事業計画書に添付の上、市町村長の認定を受けるものとする。

① 他の補助事業での実施が不可能なもの。（採択要件に合わないもの）

② 活動組織が自ら行う活動（直営施工）であるもの。

③ 緊急性があるなど特別な事情があるもので、知事に協議し、同意を得たもの。

※ 緊急性とは、甚大な自然災害による被災若しくは災害発生危険性が高まり、周辺住民に危険を及ぼすことが想定される場合。

b 内容について知事と協議を求める場合の要件

上記 a のうち、「③ 緊急性があるなど特別な事情があるもの」に該当する場合は、当該内容について知事と協議し、その同意を得なければならない。

c 県又は推進組織が行う技術的指導の内容

工法選定の適否等

d その他必要な事項

該当なし。

（イ）（ア）の場合において、盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

ウ 地域の状況に応じて追加する農用地に係る施設や対象活動

区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路
活 動	61 水路の補修
活動内容	□ゲート，ポンプ等の補修 ゲート，ポンプ及びポンプ室等の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
活動要件	－
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路
活 動	61 水路の補修
活動内容	□取水施設の補修 頭首工の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
活動要件	－
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路
活 動	61 水路の補修
活動内容	□沈砂池等の補修 沈砂池等の法面侵食や破損，老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
活動要件	－
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路
活 動	61 水路の補修
活動内容	□水路法面の補修 水路法面に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。
活動要件	－
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路
活 動	62 水路の更新等
活動内容	□水路蓋の設置 水路等の蓋板等について，更新等の対策を行うこと。
活動要件	－
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動

	対象施設等	農道
	活動項目	農道
	活 動	64 農道の更新等
	活動内容	□道路側溝等の設置 道路側溝等の不備により農道の維持管理に支障が生じている場合、新たに道路側溝を設置することによる対策を行うこと。
	活動要件	－
	区 分	活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	対象施設等	ため池
	活動項目	ため池
	活 動	65 ため池の補修
	活動内容	□ため池の浚渫 ため池において、土砂の堆積により機能低下が見られる場合、土砂上げを行うこと。
	活動要件	－
	区 分	活動の追加及び活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	対象施設等	農用地
	活動項目	農用地
	活 動	120 補修
	活動内容	□暗きょ排水の補修 暗きょ排水の一部が破損している場合、破損状況に応じた補修等の対策を行うこと。
	活動要件	－
	区 分	活動の追加及び活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	対象施設等	農用地
	活動項目	農用地
	活 動	120 補修
	活動内容	□給水栓の補修 給水栓の一部が破損している場合、破損状況に応じた補修等の対策を行うこと。
	活動要件	－
	区 分	活動の追加及び活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	対象施設等	農用地
	活動項目	農用地
	活 動	121 更新等
	活動内容	□暗きょ排水の設置 生産性の確保による遊休農地の防止のために、暗きょ排水の設置を行うこと。
	活動要件	実践活動
	区 分	活動の追加及び活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	対象施設等	農用地
	活動項目	農用地

活 動	121 更新等
活動内容	□給水栓の設置 老朽化等により機能に障害が生じている給水栓等の更新等の対策を行うこと。
活動要件	－
区 分	活動の追加及び活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	農用地
活 動	121 更新等
活動内容	□農用地への客土等 生産性の確保による遊休農地の防止のために、客土や混層耕、心土破碎等の対策を行うこと。
活動要件	－

エ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙３）

鹿児島県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙３のとおりとする。

（２）交付単価

ア 基本的考え方

- ・ 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の上限額は下記イに示した「①上限単価」とする。
- ・ また、直営施工を実施しない対象組織の上限額については、「①上限単価」に5/6を乗じた、下記イに示した「②上限単価」とする。ただし、令和６年度に資源向上活動（長寿命化）を行っている、本方針５に定める要件を満たす対象組織においては、同年度を含む当該活動期間中に限り、「①上限単価」を上限額とする。

イ 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

適用	地目	国の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の10アール当たりの交付単価	国の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
①上限単価	田	2,200 円	4,400 円
	畑	1,000 円	2,000 円
	草地	200 円	400 円
②上限単価 (直営施工を実施しない対象組織)	田	1,833 円	3,666 円
	畑	833 円	1,666 円
	草地	166 円	333 円

（３）交付金の算定の対象とする農用地

次の要件に該当する農用地とする。

- ① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 3 条第 1 号に規定する農用地であって、同法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内に存する農用地
- ② 農業生産の継続性及び多面的機能の維持の観点から、上記①の農用地と一体的な活動が必要と認められる農振白地及び市街化区域内の農用地等

（４）その他必要な事項

施設の長寿命化のための活動期間は、原則 3 年間以上とする。ただし、機能診断を実施した結果、3 年間未満の施工であっても施設の長寿命化の目的を達成することが確認される場合、事業計画の変更の認定を受ければ、3 年間未満の活動期間とすることができる。

5 広域協定の規模

- （１）広域協定の対象区域が昭和 25 年 2 月 1 日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地が 200ha 以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。
- （２）上記（１）のほか、中山間地域等の条件不利地域（鹿児島県における中山間地域等直接支払制度の対象地域）においては、50ha 以上 200ha 未満の範囲又は協定に参加する集落が 3 集落以上の範囲の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

6 地域の推進体制

（１）基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、関係機関・団体等の緊密な連携が不可欠であることから、県、市町村、農業団体等から構成する鹿児島県水土里サークル活動支援協議会を推進組織に位置付ける。

（２）関係機関の役割分担

ア 県

- ・ 法に基づく基本方針の策定
- ・ 本交付金の実施状況の点検等を行うための第三者機関の設置・運営
- ・ 要綱基本方針の策定
- ・ 市町村等を対象とした説明会の開催など、本交付金の推進・実施に必要な事項の関係者への周知
- ・ 要綱・要領に基づいた市町村や対象組織に対する助言・指導
- ・ 法、要綱等に基づいた交付金の事務処理等
- ・ 長寿命化整備計画書の協議等

イ 市町村（別添：市町村一覧表）

- ・ 法に基づく促進計画の策定
- ・ 要綱・要領に基づいた対象組織に対する助言・指導
- ・ 対象組織の多面的機能支払交付金による活動の実施状況の確認・報告
- ・ 法、要綱等に基づいた交付金の事務処理等
- ・ 長寿命化整備計画書作成時の指導及び工事完了後の検査

ウ 推進組織（鹿児島県水土里サークル活動支援協議会）

- ・ 要綱・要領に基づいた対象組織に対する助言・指導
- ・ 対象組織の多面的機能支払交付金による活動の実施状況の確認
- ・ 本交付金の推進に必要な研修会の開催等

- ・ 活動組織の事務手続きの支援等を行う組織の特定非営利法人化の支援
- ・ 長寿命化整備計画書作成時の助言等

(3) 市町村等への推進交付金の交付の方法

県は、市町村及び推進組織への推進交付金について、国から県に交付を受けた額のうち、当該推進事業の実施に必要な経費を鹿児島県多面的機能支払推進交付金交付要綱に従い、知事から市町村長及び推進組織の長に交付するものとする。

(4) その他必要な事項

県・市町村・推進組織は本対策の円滑な推進・実施に向けて、必要な取組を展開するものとする。

【参考添付資料】

(参考1) 関係団体の役割分担表

(参考2) 交付金の流れ

< 参考 1 >

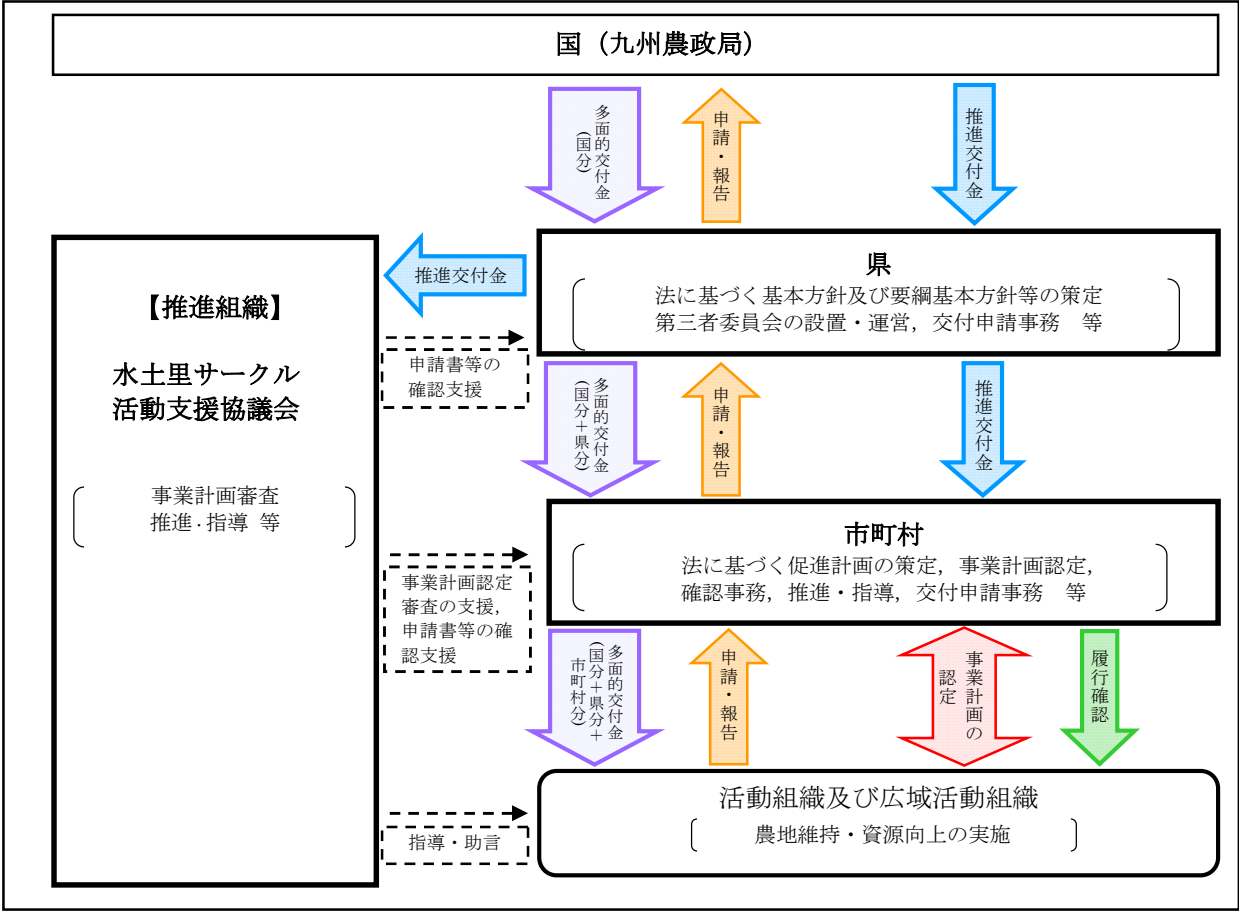
関係機関の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	鹿児島県	市町村	推進組織	
多面的機能支払交付金				
日本型直接支払推進交付金（うち多面的機能支払交付金に係る推進事業）				
1 法基本方針の策定	○			
2 促進計画の策定		○		
3 第三者機関の設置，運営	○			
4 要綱基本方針の策定	○			
5 （１）事業計画の指導，審査		○	○	
（２）事業計画の認定		○		
（３）長寿命化整備計画の協議等	○	○		
（４）長寿命化整備計画書作成時の助言・指導等		○	○	
6 （１）広域協定の指導，審査		○	○	
（２）広域協定の認定		○		
7 （１）実施状況確認		○	○	
（２）実施状況報告		○		
8 推進・指導				
（１）活動組織等への説明会	○	○	○	
（２）活動に関する指導，助言	○	○	○	
（３）推進に関する手引きの作成	○	○	○	
（４）活動組織を支援する組織への支援			○	
9 （１）交付申請書等の審査	○	○	○	
（２）通知・交付	○	○		
10 その他推進事業の実施に必要な事項	○	○	○	

※役割分担表の「○」は，主担当

< 参考 2 >

交付金の流れ



別添：市町村一覧表

市町村名			
鹿児島市	長島町	曾於市	龍郷町
日置市	霧島市	志布志市	喜界町
いちき串木野市	始良市	大崎町	徳之島町
指宿市	伊佐市	西之表市	天城町
南さつま市	湧水町	中種子町	伊仙町
枕崎市	鹿屋市	南種子町	和泊町
南九州市	垂水市	屋久島町	知名町
薩摩川内市	東串良町	奄美市	与論町
さつま町	錦江町	大和村	
阿久根市	南大隅町	宇検村	
出水市	肝付町	瀬戸内町	
41 市町村			